

## 申告書確認表【留意事項】

項目	確認内容		留意事項
	No.		
資産の譲渡に係る特別控除 別表十の二(二)	39	資産の譲渡に係る連結所得の特別控除制度の適用を受ける場合、連結グループ内における同一暦年での連結所得の特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(別表十の二(二)の48~51欄)。	連結グループ内における同一暦年での連結所得の特別控除額の限度額は5,000万円となりますが、同一連結事業年度内の異なる暦年において資産の譲渡があった場合には、それぞれの暦年ごとに5,000万円を限度とすることができるため、その連結事業年度における連結所得の特別控除額が5,000万円を超えることもあります。
寄附金の損金算入額 別表十四の二	40	10欄の金額は、連結親法人の別表五の二(一)付表一の30④欄の金額(マイナスの場合は0)を記載していますか。	寄附金の損金算入限度額の計算の基礎とされる連結親法人の期末の連結個別資本金等の額は、税務上の金額によることとなります。
交際費等の損金算入額 別表十五の二	41	当連結事業年度終了の日における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である連結親法人、又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人であるにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。	左記に該当するにもかかわらず、中小連結法人に係る定額控除制度を適用している場合には、交際費等の損金算入限度額が過大となる場合があります。

- 1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。
- |        |                        |
|--------|------------------------|
| 法法     | 法人税法                   |
| 法令     | 法人税法施行令                |
| 連基通    | 連結納税基本通達               |
| 租特透明化法 | 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 |

- 2 令和元年6月28日現在の法令・通達によっています。